

令和8年度 SNS アカウント運営及びデジタルマーケティング支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、(公財)するが企画観光局が発注する「令和8年度 SNS アカウント運営及びデジタルマーケティング支援業務委託」(以下「本件」という。)の受託者を、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものです。

なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものです。理事会において予算の減額・否決があったときは、本プロポーザルは実施の効力を失う場合があります。

2. 業務の概要

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1)業務名 | 令和8年度 SNS アカウント運営及びデジタルマーケティング支援業務 |
| (2)業務内容 | 仕様書(別紙1)のとおり |
| (3)委託期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4)提案限度額 | 3,910,000 円 (消費税、地方消費税、源泉徴収税等を含む) |
| (5)支払方法 | 業務完了後の一括払い |

3. プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積徴取日までの間、次に掲げる条件を満たす者である必要があります。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3)暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

4. 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始	令和8年2月13日（金）	
質問受付	令和8年2月26日（木） 正午まで	事務局宛に電子メールにて送付してください。
質問に対する回答	令和8年3月3日（火） 正午まで	ホームページ上に公開します。
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和8年3月10日（火） 正午まで	事務局宛に電子メールにて提出してください。
書類審査（1次選考）	令和8年3月10日（火）から令和8年3月16日（月）まで	書類審査により3者程度を選定します。
書類審査（1次選考）審査結果通知	令和8年3月16日（月）	書類審査の参加者全てに通知します。
プレゼンテーション審査（2次選考）	令和8年3月24日（火）	実施時間の詳細は書類審査の通過者に通知します。
プレゼンテーション審査（2次選考）審査結果通知	令和8年3月26日（木）	プレゼンテーション審査の参加者全てに通知します。
契約締結	令和8年3月27日（金）	予定

※各実施日については、事務局の都合等により変更する可能性がある。

5. 質問票の提出及び回答

質問事項があれば、質問票（様式5）を作成し、令和8年2月26日（木）正午までに、下記事務局宛て電子メールにて送付してください。

質問票の提出があった場合は、令和8年3月3日（火）正午までにホームページ「静岡市観光ナビ」上に公開します。なお質問及び回答の内容は本要領及び仕様書の追補とします。

6. 提出書類等

以下の書類揃え、令和8年3月10日（火）正午までに、下記事務局宛て電子メールにて送付してください。

- （1） プロポーザル参加申請書【様式1】
- （2） 会社概要書【様式2】
- （3） 実績報告書【様式3】

- (4) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】
 - (5) 企画提案書（「7 企画提案書」に記載のとおり）
 - (6) 実施体制調書（任意様式）
 - (7) 参考見積書
 - ・金額は税込みで記載してください。
 - ・工程ごとの内訳を記載し、可能な限り各工程に要する人工等について記載するなど積算の根拠を示してください。
- ※(5) 企画提案書については、審査の公平性を期すため、企業名を記載せずに提出してください。また、企業名が特定できるような表記はしないでください。

7. 企画提案書

- (1) 当財団が提示する課題に対して効果的な解決策を具体的かつ簡素に示し、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるよう記載してください。
- (2) 仕様書に指定するもの以外の独自の提案を行うことは可能です。その場合、その実施に要する費用は、本プロポーザルで提案する参考見積金額に含むものとします。
- (3) 提出期限を超えた提出書類の差し替え、修正、追加等は認めません。ただし、当財団から要請のあったものについてはこの限りではありません。
- (4) 提出期限までに提出先に到達しなかった企画書は、いかなる理由をもっても受理しません。
- (5) 提出された企画提案書は返却しません。
- (6) 契約を締結した事業者の企画提案書の知的所有権は委託者に帰属するものとします。
- (7) 書式等は次のとおりとします。
 - ① 用紙サイズはA4判を基本とし、縦横どちらでも構いません。
 - ② 企画提案書はPDF形式で電子メールに添付して提出してください。
 - ③ 提案書のページ数制限はありませんが、概ね15分程度で説明できる内容としてください。
- (8) 企画提案書の内容は、以下の事項を含むものとします。
 - ① 具体的な情報発信投稿の例を示してください。なお、仕様書に沿った圏域スポット情報の発信を想定した内容としてください。
※現段階では関係施設等への取材・問い合わせ等は行わないでください。
 - ② 過去のSNS運用実績や類似事業の事例等を踏まえ、提案内容の妥当性が判断できるよう具体的に記載してください。なお、数値等による実績の提示が可能な場合は、これを示すことが望ましいものとします。

8. 書類審査（１次選考）

（１）実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、１次選考通過者として３者程度を選定します。
- ② 企画提案審査基準（別紙２）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により評価します。
- ③ 応募者が３者に満たない場合は、書類審査を行いません。

（２）書類審査結果の通知

全ての参加者に電子メールにより選考結果を通知します。

9. プレゼンテーション審査（２次選考）

（１）実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ア 準備：５分
 - イ 説明：１５分
 - ウ 質疑応答：１０分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行ってください。
※プレゼンテーションでは審査の公正を期すために、企業名は伏せて行います。そのため、企業名が分かるような名札や社章等は外した上で、出席してください。また企業名等が分かるような発言は控えてください。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、３名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。

（２）評価者

当財団が指名した者を審査員とする選考会にて評価を行います。

（３）企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙２）に基づき項目ごとに数値化して採点します。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

（４）受託候補者の選定

評価点の合計が最も高い者（同点の場合は、選考会の多数決により選考）を受託候補者、次に高い者を次順位者（補欠）とし、受託候補者と契約の交渉を行います。ただし、その者と契約が合意に至らない場合には、次順位者と交渉

を行います。

(5) 要求水準を満たさない場合

審査員の評価点の合計が総合得点満点の6割を下回った場合は、その企画提案を採用せず、受託候補者及び次順位者として選定しません。

(6) 書類審査結果の通知

全ての参加者に電子メールにより選考結果を通知します。

10. 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

(1) 提出書類に不足や虚偽の記載があった場合。

(2) この実施要領に違反した場合。

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。

(4) 同一事業者につき2案以上の企画提案書等を提出した場合。

(5) 本業務に係る参考見積額（消費税及び地方消費税の額を含む）が提案限度額を超えている場合。

(6) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合。

(7) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合。

11. 契約手続き等

当財団と受託候補者により契約に関する協議を行い、契約を締結します。

(1) 契約にあたっては、審査委員会において最も高い評価を得た事業者を受託候補者とし、提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定します。

(2) 受託候補者との契約締結交渉が不調となった場合又は受託候補者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行います。

(3) 当財団理事会にて次年度事業計画及び予算の承認を得たうえで、契約を締結するものとします。

(4) 企画提案書等に記載され、審査で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映させることとします。ただし、本業務目的達成のため、必要な範囲で個別の協議により契約締結段階において、項目の追加、変更及び削除を行うことがあります。したがって、委託候補者の決定をもって、企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。

12. 留意事項

(1) 提出していただいた書類等は、返却しません。

(2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、応募者の負担とします。

- (3) 提出期限を超えた関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (5) 提出書類は受託候補者選定の目的以外に使用しません。
- (6) 本提案の参加申請書が受理された後に、参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、提案等の審査は一切実施しません。
- (7) 当財団が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めています。
- (8) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (9) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は協議により定めることとします。

13. 事務局(問合せ先)

公益財団法人するが企画観光局

担当:事業部 地域連携グループ 松下皓子

住 所:〒420-0837 静岡県静岡市葵区日出町1-2 TOKAI 日出町ビル9階

電 話:054-254-2215

FAX:054-205-3639

MAIL:sales@suruga-mtb.or.jp

プロポーザル参加申請書

(宛 先)

公益財団法人するが企画観光局

理事長 久保田 隆 様

(申請者)

名 称

代表者職氏名

次の業務について、プロポーザルに参加を申請します。

なお、この申請書及び関係書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名 SNS アカウント運営及びデジタルマーケティング支援業務

2 必要な資格

この企画提案に参加するにあたり、次の(1)～(3)の条件を満たしています。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)、又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

3 担当者

- (1) 所 属
- (2) 職 氏 名
- (3) 電話番号
- (4) e-mail

会社概要書

申請者	名称	連絡担当者	所属
			役職・氏名
	所在地		電話番号
	ホームページアドレス		FAX
			メール

設立年月		資本金 (円)	
年間売上金 (円)		従業員数 (人)	
支社（支店）		関連会社	
会 社 の 特 色 認証取得等			
担当する 支店等	住所		
	名称		

令和 年 月 日

実績報告書

(宛 先)

公益財団法人するが企画観光局

理事長 久保田 隆 様

(申請者)

名 称

代表者職氏名

令和８年度 SNS アカウント運営及びデジタルマーケティング支援業務に係る類似の実績を次のとおり報告します。

類似実績

[illegible]

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

公益財団法人するが企画観光局
理事長 久保田 隆 様

住所
氏名又は名称
代表者名(法人の場合) 印
電話番号

- 1 当社(私)は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1) 役員等(事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡県暴力団排除条例(平成 25 年静岡県条例第 11 号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるもの
 - (2) 暴力団(静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社(私)は、公益財団法人するが企画観光局から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書、役員等氏名一覧等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社(私)は、本誓約書兼同意書及び役員等氏名一覧に記載した情報を、公益財団法人するが企画観光局が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社(私)は、公益財団法人するが企画観光局と契約した事業の実施及び同局から助成金を交付された事業の実施にあたり、第1項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 5 当社(私)は、公益財団法人するが企画観光局と契約した事業の実施及び同局から助成金を交付された事業の実施にあたり締結した契約の相手方が第1項各号に該当するものと判明し、同局から是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

「令和 8 年度 SNS アカウント運営及びデジタルマーケティング支援業務」

に係る公募型プロポーザル 質問票

(宛先)

公益財団法人するが企画観光局

理事長 久保田 隆 様

(質問者)

所 在 地

名 称

代表者職氏名

令和 8 年度 SNS アカウント運営及びデジタルマーケティング支援業務における企画提案
について、次の事項を質問します。

番号	質問事項

担当者 連絡先	部署 役職 氏名		電話番号 メール	
------------	----------------	--	-------------	--